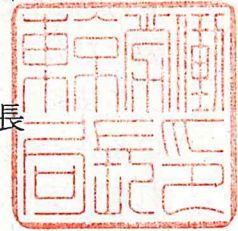


東労発雇均 0628 第 1 号  
令和 6 年 6 月 28 日

各事業者団体の長 殿

東京労働局長



フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行に向けた周知等について  
(協力依頼)

平素から、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)(令和 5 年法律第 25 号。以下「本法」といいます。)が、令和 6 年 11 月 1 日に施行されることとなりました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし、

- (1) 取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに、
- (2) 就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、本法の施行に伴い必要となる関係政令等の策定を進めていたところ、令和 6 年 5 月 31 日、本法の政令、規則、省令、指針及びガイドラインを公表しました。

貴団体におかれましては、これまでも、本法に関する周知啓発に関して御協力を賜ってきたところですが、本法の円滑な施行に向けて、改めて、本法の内容を御理解いただき、必要な準備を進めていただくため、下記の 3 点について御協力をいただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



## 記

### 1. フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知について

前述のとおり、本法は令和6年11月1日に施行されます。本法に関係する取引を行っている方は、施行までに本法の義務、禁止行為等について十分理解し、違反する行為を行うことがないよう必要な準備を行っていただくことが重要となります。

本法については、下記URLにおいて、本法の内容について説明した資料、Q&A、リーフレット、解説動画などを公開しておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

#### 本法の内容に関する御案内

法律の主要なポイント、動画、Q&A、リーフレット等はこちらをご覧ください（各コンテンツは順次更新予定）。

内閣官房、中小企業庁及び厚生労働省の関連ページにもアクセス可能です。

[https://www.jftc.go.jp/fllaw\\_limited.html](https://www.jftc.go.jp/fllaw_limited.html)

※本法に関するリーフレットのほか、関連のリーフレットを添付させていただいております。

### 2. 所管省庁委主催の説明会の周知について

公正取引委員会、中小企業庁及び厚生労働省では、施行に向けて本法の義務、禁止行為等について十分理解していただき、本法の違反行為を未然に防止するため、発注事業者及びフリーランスの双方を対象とした説明会を下記のとおり実施しますので、会員事業者へ御案内をお願いいたします（先着・事前申込制）。

参加を御希望される場合は申込フォームからお申込みください。

<https://www.jftc.go.jp/event/kousyukai/freelance.html>

※東京会場の説明会の内容は、アーカイブ動画で後日掲載予定です。

### 3. 東京労働局ホームページ内の特設サイト開設

東京労働局では本法に関する特設サイトを開設し、1分動画による情報提供を行っておりますので、貴団体におかれましても、会員事業者に御案内いただき、御活用いただけますと幸いです。

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/freelance\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/freelance_00001.html)

#### 【本件の問い合わせ先】

●東京労働局雇用環境・均等部指導課 03-6867-0211